



鹿労基発 0308 第 3 号の 2
令和 3 年 3 月 8 日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会長 殿

鹿児島労働局労働基準部長



製造業における職長等の能力向上教育に準じた教育の
担当講師向けオンライン講座の開設について

日頃より、安全衛生行政の推進に御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、製造業における労働災害防止を推進する上で、職長等の果たすべき役割は非常に重要ですが、製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）の内容やカリキュラム等については、令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 7 号により別紙のとおり示されていたところです。

この職長等能力向上教育が的確に実施されるためには、当該教育を担当する講師の知識、教育技法等の向上を図ることが重要ですが、今般、中央労働災害防止協会において、別添リーフレットのとおり、職長等能力向上教育の講師を担当する者に対し、必要な教育カリキュラムの概要や教育に当たってのポイント等について解説する無料のオンライン講座が当該協会のホームページ上に開設されました。

については、職長を選任している事業場の安全衛生教育担当者、複数の職長を選任している事業場の統括的な職長等に本講座の積極的な視聴が図られるよう、傘下会員に対し周知いただきますようお願ひいたします。

中災防HP：<https://www.jisha.or.jp/shokuchokojo/index.html>

担当

鹿児島労働局労働基準部健康安全課
安全専門官 田原

令和2年3月31日付け基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」により示された製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育（以下「職長等能力向上教育」という。）の内容

1 製造業に係る事業者は、職長等に対し、新たにその職務に就くこととなった後おおむね5年ごと及び機械設備等を大幅に変更した時に、職長等能力向上教育を行うものとすること。

2 職長等能力向上教育の実施に際しては、教育目標を定めた上で、別表に示す要件を満たすカリキュラム（以下「実行カリキュラム」という。）を以下の（1）及び（2）に留意して策定すること。実行カリキュラムの合計時間は360分以上すること。

（1）別表に掲げる科目のうち「職長等として行うべき労働災害防止及び労働者に対する指導又は監督の方法に関すること」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目における範囲「1 基本項目」の時間を120分以上とすること。また、必要に応じて、当該科目における範囲「2 専門項目」から教育目標に沿った項目を選択し、実施すること。

（2）別表に掲げる科目のうち「グループ演習」の範囲及び時間について

実行カリキュラムにおいては、当該科目について、（1）の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」から選択している場合に限り、この「2 専門項目」に関連する項目を選択し、120分以上行うこと。

3 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施する場合は、以下の（1）～（3）に掲げる者の中から講師を充てること。ただし、（1）の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」を選択する場合においては、当該「2 専門項目」に係る職長等能力向上教育については、（4）に掲げる者を講師として充てること。

なお、事業者が職長等能力向上教育を実施する場合についても、同様の取扱いとすることが望ましいこと。

（1）「職長等教育講師養成講座及び職長・安全衛生責任者教育講師養成講座について」（平成13年3月26日付け基発第177号厚生労働省労働基準局長通知。以下「第177号通達」という。）による職長等教育講師養成講座又は職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者

（2）「建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラムの改正について」（平成18年5月12日付け基発第0512004号厚生労働省労働基準局長通知）による改正前の第177号通達（以下「旧第177号通

達」という。)による職長等教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。)であって、第177号通達の別紙1の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者又は旧第177号通達による職長・安全衛生責任者教育講師養成講座を修了した者(旧第177号通達の記の3により所定の科目を受講した者を含む。)であって、第177号通達の別紙2の表の左欄に掲げる科目4のうち「(1)危険性又は有害性等の調査の方法」及び「(2)危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置」に相当する項目を受講した者

(3) 上記(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(4) 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)第12条第1項に規定する安全管理士及び衛生管理士等、2(1)の科目に係る範囲のうち「2 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者

4 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施する場合にあっては、当該職長等能力向上教育の一回当たりの受講者は50人以下とすること。また、科目「グループ演習」は、受講者をそれぞれ10人以下のグループに分けて実施すること。

5 安全衛生団体等が職長等能力向上教育を実施した場合には、当該職長等能力向上教育の修了者に対してその修了を証する書面を交付するとともに、教育修了者名簿を作成して、これを実行カリキュラムと合わせて3年間以上保管すること。

なお、事業者が職長等能力向上教育を実施した場合についても、同様に記録を作成し、保管することが望ましいこと。

実行カリキュラムの要件

科 目	範 囲	時 間
職長等として 行うべき労働 災害防止及び 労働者に対する 指導又は監 督の方法に関 すること	<p>1 基本項目（必須）</p> <p>(1) 職長等の役割と職務</p> <p>(2) 製造業における労働災害の動向</p> <p>(3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として 行うべき労働災害防止活動</p> <p>(4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき 講ずる措置</p> <p>(5) 異常時等における措置</p> <p>(6) 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど）</p> <p>(7) 関係法令に係る改正の動向</p>	120分 以上
	<p>2 専門項目（選択）</p> <p>(1) 事業場における安全衛生活動</p> <p>(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み</p> <p>(3) 部下に対する指導力の向上（コーチング、確認会話 など）</p>	必要な 時間
グループ演習	<p>以下の項目のうち1以上について実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職長等の職務を行うに当たっての課題 ・ 事業場における安全衛生活動（危険予知訓練など） ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講 ずる措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップ、確認 会話など） 	120分 以上
	合 計	360分 以上

製造業における職長の能力向上教育 講師養成 オンライン講座

配信開始!!

中央労働災害防止協会（中災防）では、製造業における職長の能力向上教育の講師を担当する方に向けて、**教育カリキュラムの概要や教育に当たってのポイント等について解説をするオンライン講座（約6時間）を開設いたしました。**中災防のホームページ「**製造業における職長の能力向上教育の特設サイト**」から、ご視聴いただけます。

<https://www.jisha.or.jp/shokuchokojo/index.html>



視聴
無料

※所属・職名は撮影当時のものです。

受講ガイダンス／製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム

受講ガイダンス

製造業における職長の能力向上教育のカリキュラム

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 審議役 下村 直樹



下村 直樹

職長の能力向上教育として行うべき教育内容

A 基本項目(必須)

- (A1)職長の役割と職務、(A2)製造業における労働災害の動向
- (A3)「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長として行うべき労働災害防止活動
- (A4)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、(A5)異常時等における措置
- (A6)部下に対する指導力の向上(リーダーシップなど)、(A7)関係法令の改正の動向

「職長の能力向上教育」の教育内容は、「就任時の職長教育」の再確認を内容とする項目は少なく、「独自の内容」や「就任時の職長教育を具体化・発展させた内容」が大半となっております。このため、就任時の職長教育の講師養成のためのRST講座を修了された方についても、職長の能力向上教育の講師として教育を行なうに当たっては、当オンライン講座の受講をお奨めします。

B 専門項目(選択)

- (B1)事業場における安全衛生活動、(B2)労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み
- (B3)部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など)

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 審議役 下村 直樹

C グループ演習

- (C0)演習のテーマ及び進め方、(C1)職長の職務を行うに当たっての課題、(C2)事業場における安全衛生活動(危険予知訓練など)
- (C3)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置



公益社団法人東京労働基準協会連合会 青梅労働基準協会支部 事務局長 早川 光夫

早川 光夫 藤井 春雄 三脇 明

- (C4)部下に対する指導力の向上(リーダーシップ、確認会話など)

株式会社経営技術研究所 代表取締役<中小企業診断士> 藤井 春雄

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 審議役 三脇 明

職長の役割と安全衛生教育についての企業事例

花王株式会社 経営サポート部門 RC推進部マネジャー(安全・防災担当) 上塩入 伸之

株式会社東芝 人事・総務部 総務企画室 安全保健グループエキスパート 羽深 勝也

日吉電装株式会社 代表取締役社長 仁上 洋一郎



花王(株) (株)東芝 日吉電装(株)

中央労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「B 専門項目」の講師要件を満たす研修（具体例）

製造業における職長の能力向上教育の講師として教育を行うためには、当オンライン講座を受講するだけでなく、所要の講師要件を満たすことが必要ですので、ご留意ください。なお、「B 専門項目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者には、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の当該専門分野に関する資格を有する者のほか、当該専門分野についての研修（1日以上の教育期間を有するものに限る。）を修了した者が該当するとされています。中央労働災害防止協会が2019年度（令和元年度）に実施している研修について整理すると、以下の研修が該当します。

B 1 事業場における安全衛生活動 関係

安全衛生実行計画

- ・安全衛生計画の立て方、活かし方研修会 関東サービスセンター
- ・安全衛生総合講座(安全衛生管理計画作成セミナー)
九州サービスセンター

危険予知訓練（K Y T）

- ・危険予知訓練トレーナー研修会 本部、各地区サービスセンター

機械安全

- ・機械安全の基礎研修 本部
- ・機械災害に学ぶ法令研修 本部
- ・設計技術者・生産技術管理者のためのリスク低減研修 本部
- ・設計技術者・生産技術管理者のための機械設備のリスクアセスメント実務研修 本部

ヒューマンエラー

- ・安全心理コース 安全衛生教育センター
- ・ヒューマンエラー防止・ヒヤリハット防止研修会
東北、関東、近畿、中四国の各地区サービスセンター
- ・安全衛生総合講座(ヒューマンエラー防止セミナー)
九州サービスセンター

その他の安全関係

- ・非定常作業の災害防止講習会 関東サービスセンター
- ・はさまれ・巻き込まれ防止対策セミナー 関東サービスセンター
- ・危険の見つけ方のコツセミナー 中四国サービスセンター
- ・災害事例に学ぶ原因分析・対策セミナー
関東、中部の各地区サービスセンター

職場巡視

- ・現場指導力向上コース 安全衛生教育センター
- ・安全衛生教育指導者レベルアップ現場実践コース
安全衛生教育センター
- ・職場巡視・点検セミナー、安全衛生パトロールセミナー
各地区サービスセンター

リスクアセスメント

- ・職場リーダー向けリスクアセスメント研修 各地区サービスセンター
- ・安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修
各地区サービスセンター
- ・リスクアセスメントレベルアップ研修 本部

4S（5S）活動

- ・5Sの定着化による安全衛生の向上とコストダウンセミナー
関東サービスセンター

メンタルヘルス

- ・メンタルヘルス教育研修トレーナーコース 安全衛生教育センター
- ・管理監督者・職場リーダーのためのラインケアセミナー 本部
- ・事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修
各地区サービスセンター

法令関係

- ・安全衛生関係法令コース 安全衛生教育センター
- ・安全衛生法令セミナー
北海道、関東、中部、近畿の各地区サービスセンター
- ・安全衛生総合講座(安全衛生法令セミナー) 九州サービスセンター

B 2 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み 関係

- ・マネジメントシステムリーダー研修 各地区サービスセンター
- ・基礎から実践まで分かる ISO45001 研修 本部
- ・ISO45001 導入のための基礎研修 本部

B 3 部下に対する指導力の向上(コーチング、確認会話など) 関係

- ・現場指導力向上コース 安全衛生教育センター
- ・安全衛生教育指導者レベルアップ現場実践コース 安全衛生教育センター
- ・管理監督者・職場リーダーのためのコミュニケーション力向上セミナー 本部
- ・職場リーダーのための伝達力向上ワークショップ 本部

職長等教育講師養成講座、職長・安全衛生責任者教育講師養成講座

講師の要件で「職長等教育講師養成講座」又は「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座」を修了した者について、中央労働災害防止協会が実施している講座は、以下の研修が該当します。以下の講座は、就任時の職長教育の講師養成のための講座であることから、製造業における職長の能力向上教育に準じた教育を行うことをお考えの皆さんには、「職長の能力向上教育に準じた教育」として行うべき標準的な教育内容や教育指導に当たっての留意事項等についてご理解いただくために、当オンライン講座の受講をお奨めします。

- ・RST 講座（一般（製造業等）コース、建設コース） 東京安全衛生教育センター、大阪安全衛生教育センター

お問い合わせ

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 教育・調査課 電話 03(3452)6499
e-mail kyoiku@jisha.or.jp <https://www.jisha.or.jp>